

# 日本取引所自主規制法人 2024 年度考査計画

2024 年 3 月 25 日

日本取引所自主規制法人 考査部

## I. 基本方針

当法人は、東京証券取引所及び大阪取引所の自主規制業務を担う専門の機関として、以下の基本方針に基づき、取引参加者における法令及び取引所諸規則（以下「法令等」といいます。）の遵守状況並びに業務及び財産の状況について考査を行います。

### 1. 取引所グループの一機関としての専門性を発揮した考査の実施

当法人は、市場の公正性と信頼性の確保のために、マーケットに密接した自主規制機関として、国際的な規制の動向等市場を取り巻く環境や諸課題を的確に把握しつつ、取引所の市場運営部門及びシステム部門並びに清算機関と連携し、専門性の高い考査を実施します。

### 2. 取引参加者の業務及び財産に係るモニタリング

金融庁・証券取引等監視委員会とも緊密に連携し、取引参加者に係る各種情報（取引所市場での売買状況、取引参加者から提出される各種届出書・報告書、開示情報、過去の考査結果、他機関の検査結果、清算に関する情報等）の収集・分析のほか、以下を柱としたモニタリングを行います<sup>1</sup>。

#### (1) ターゲットを絞ったモニタリングの実施

複数の取引参加者において同様の不備の存在が懸念される場合や法令等改正・取引所システム更改への対応状況等について確認する必要があると判断した場合、アンケートやヒアリング、社内点検の実施要請等により横断的に取引参加者における実態を把握します。

また、取引参加者の経営体制・財務内容・業務執行体制の変化の状況、不備事案に係る改善状況及びリスクが高いと認められる業務の状況について、考査に加えてアンケートやヒアリング等のモニタリング手法を積極的に活用し、機動的に確認します。

---

<sup>1</sup> 対面でのコミュニケーションのほか、Web会議ツール・電子メール・電話も活用して行います。

## (2) 定期的なコミュニケーションの実施

検査担当責任者等の方々との定期的なコミュニケーションを通じて、取引参加者から提出される各種届出書・報告書等からは把握できないような各社の課題や内部管理態勢等の実態を把握します。

## 3. リスクベースアプローチに基づく考査の強化

考査やモニタリングの結果を踏まえて各取引参加者のリスク評価を行い、リスクベースアプローチの強化を図ります。また、実効的かつ効率的な取引参加者管理の実現のため、考査とモニタリングの全体最適を図ってまいります。

### (1) リスクに基づく考査先の選定

リスク評価結果に基づきリスクが高いと認められた取引参加者を優先的に考査先に選定します。

また、より深度ある確認を迅速に行う必要があると判断した場合、前回考査からの経過日数等にかかわらず、特定の項目に焦点を当てた機動的な考査を実施する場合があります。

### (2) リスクの軽重等に応じた柔軟な考査の実施

リスク評価結果や考査先の業態・個別の状況を踏まえ、考査において焦点を当てるべき項目・テーマを選定します。また、リスクの軽重等に応じて柔軟に考査日数・人数を決定します。

## 4. 取引参加者による内部管理態勢の強化に向けた対応

考査においては、法令等に違反する行為や市場の運営に鑑みて不適当な業務の状況が認められた場合は是正・フォローアップはもとより、不備とは認められなくても将来的にリスクとして顕在化し得ると捉えた事項については、経営陣も含めた双方向の対話による問題意識の共有を行うなど、取引参加者における自律的な内部管理態勢の整備を促進します。

## II. 2024年度における取組み

### 1. 考査にあたり留意する主な環境変化・制度改正等

#### (1) 市場における違反行為等の状況

2023年度には、大手ネット系取引参加者における、IPO銘柄に係

る作為的相場形成となる取引の受託事案（2024年3月に東京証券取引所及び大阪取引所による処分）が認められました<sup>2</sup>。

また、考査においては、システムリスク管理態勢、不公正取引の防止に係る売買管理態勢、高速取引行為等を含む注文管理態勢の整備状況における不備が多く認められました。そのうち、取引参加者の社内で発生した、売買審査用システムへのデータ連携障害に関して、「担当理事による注意」を実施しています。

## （2）取引参加者におけるビジネスモデルの変化等

一部の取引参加者において、事業環境の変化に伴い経営権が譲渡され、ビジネスモデルを大きく変更する事例が認められています<sup>3</sup>。こうした先に対しては、2023年度も継続的なモニタリング等を行ってまいりましたが、コンプライアンスに係る対応やシステム対応等、業務執行体制の整備に課題を残す取引参加者も散見されています。

## （3）ITの利用に係る状況

考査においては、システム障害発生時のマニュアル等の整備が不十分な状況、システムリスクに関する洗出しや評価が不十分な状況等が認められています。

また、取引参加者のシステムに対する悪意のある第三者による不正なアクセスにより、ランサムウェアに感染し、顧客への一部サービスの提供停止、顧客資金の不正出金、顧客情報の漏洩等顧客が被害を受ける事例が昨今複数確認されており、こうした状況を踏まえ、日本証券業協会によるガイドライン<sup>4</sup>や金融庁による「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」<sup>5</sup>等が公表されています。

なお、2024年11月には東京証券取引所の現物売買システム（arrowhead）の更改を予定しており、取引参加者においてはそれに伴うシステム対応も必要となります。

---

<sup>2</sup> この他にも、適合性原則及び顧客属性に応じた説明義務違反事案が計2社において認められ、東京証券取引所及び大阪取引所による処分が行われました（2023年9月及び11月）。

<sup>3</sup> 例えば、対面営業やディーリングを中心とするビジネスモデルから、オンライン専業へと変更する事例等が認められています。

<sup>4</sup> 日本証券業協会「『インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン』について（[https://www.jsda.or.jp/anshin/inv\\_alerts/alearts04/index.html](https://www.jsda.or.jp/anshin/inv_alerts/alearts04/index.html)）」（2021年3月策定、同年7月改正）

<sup>5</sup> 金融庁「『金融機関のシステム障害に関する分析レポート』の公表について（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230630-2/20230630-2.html>）」（2023年6月30日）

#### (4) 高速取引行為等をめぐる状況

取引所においても、高速取引行為者の注文件数及び売買高・取引高が高いシェアを占めており<sup>6</sup>、こうした中で考査においては、高速取引行為を受託する取引参加者において、発注制限値の管理に関する不備が認められたほか、累積ポジション等に係る制限値の妥当性について課題が認められる事例等が散見されています。

## 2. 重点考査項目等

上記の環境変化等を踏まえ、2024年度は、以下の(1)～(3)を重点的に確認します。

### (1) 不公正取引の防止に係る売買管理態勢の整備状況

不公正取引のおそれのある取引の抽出・審査・措置に加え、当法人から不公正取引に係る照会（海外原始委託者に関する情報を含む。）を受けた際の対応や売買管理業務に係る内部監査の実施状況、昨今のマーケットの活況を踏まえた売買審査件数の増加への対応も含め、顧客層等を踏まえた実効性のある売買管理態勢が整備されているか、当法人売買審査部門等とも連携しつつ検証します。

また、2022年度のブロックオファー取引に係る相場操縦事案、2023年度のIPO銘柄に係る作為的相場形成取引の受託事案と重大な処分事案が発生していることを踏まえ、ブロックオファーやIPOその他の不公正取引リスクが高まると考えられる各種ファイナンスイベント等に係る売買審査の実施状況についても検証します<sup>7</sup>。

プリンシプルベースの売買審査<sup>8</sup>については、その導入状況をフォローし、導入した取引参加者については、導入にあたっての要件が充足

---

<sup>6</sup> 取引所では、2021年1月に「取引参加者における注文管理体制に関する規則」等を改正し、顧客の注文管理に係る制限又は措置に関して、取引参加者による直接的かつ排他的な管理権限のもとで行うこと等を義務付けています（いわゆるマーケット・アクセス・ルール）。

<sup>7</sup> 2023年11月に当法人が開催した「COMLEC 考査実務者セミナー」において、「不公正取引防止のためのイベント審査及び自己取引に関する審査について」というテーマで、取引参加者における事例を紹介しています。（セミナーの資料は2023年12月4日付検査担当責任者・内部管理統括責任者あて通知）

<sup>8</sup> 東京証券取引所は、取引参加者が一定の要件を満たした売買管理体制を整備していること等を条件に、取引参加者の業態や顧客属性等に応じた売買審査を柔軟に認めています。（東京証券取引所「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」第4条第1項第1号c）

されているか等について検証します。また、売買審査業務にAIの活用を開始又は検討している取引参加者については、その活用にあたり売買審査の実効性が担保されていることが適切に確認（導入時に加えて継続的な確認を含む。）できる態勢を構築しているか等について検証します。

## (2) システムリスク管理態勢の整備状況

取引参加者における売買取引の受託、発注及び決済等に関するシステムの開発・運用が適切に管理されているかについて検証します。システム関連業務を外部委託している場合は、取引参加者が主体的に外部委託先の業務状況等を確認しているか検証するほか、クラウドサービス等の新技術を活用している場合は、当該サービス固有のリスクの把握や取り扱うデータ及び適用する業務の重要度に応じた低減措置を行っているか等について検証します。加えて、昨今のマーケットの状況を踏まえたキャパシティ管理の状況についても検証します。

また、全てのシステムを網羅的に確認のうえ、重要性の高いシステムについて、現状の対策状況を把握したうえで脆弱性や脅威の程度を評価し残存するリスクを特定しているか検証するほか、洗い出したリスクに対し十分な対応策を取っているか等について検証します。

システム障害に関しては、システムの安定稼働の観点から有効な障害対策（自社システム及び取引所システム等に係る障害ケースへの対応手順の整備や、主要業務での複数ルートの整備等）が適切になされているかに加え、障害発生事象について原因を把握し当該原因を踏まえた再発防止策の策定が適切に行われているか等について検証します。

サイバー攻撃については、顧客被害の発生を防ぐための対策（ID・PWの適切な管理、侵入可能経路の特定、出金口座の変更・追加に係る監視や制限等）や、巧妙化した手口でのサイバー攻撃が増加していることを踏まえた対策（リスク評価、対応手順の策定、訓練の実施等）が有効に講じられているか等についても併せて検証します。

2024年11月に予定している現物売買システム（arrowhead）の更改については、更改に向けた準備・システム対応状況等について検証します。

## (3) 高速取引行為等に係る管理態勢の整備状況

高速取引行為等に関して、マーケット・アクセス・ルールへの対応状況や累積ポジション等に係る制限値の妥当性を含む注文管理態勢の

整備状況について引き続き検証します。また、異常発生時への対応を含め高速取引行為に係るシステム管理・通信管理等についても適切な態勢を構築しているか検証します。

#### (4) その他考査等において注視する事項

以上のほか、近年取引参加者を取り巻く状況を踏まえて、当法人が考査等を行うにあたっては主に以下の事項に関して注視していきます。

- ・ 経営権譲渡や組織再編等があった取引参加者における、経営体制、今後のビジネスモデルを含む事業計画、業務執行体制等への影響
- ・ 前出のクラウドサービスに加え、RPAやAIの活用等をはじめとした、取引参加者におけるデジタルトランスフォーメーションへの対応状況。また、それらに係る外部委託の活用状況
- ・ 海外での規制変更や、海外関連法人での財務リスクの発現等が取引資格を持つ本邦法人に与える影響
- ・ 顧客の高齢化や売買手数料の引下げ競争等に伴う顧客資産の流出等を受け、新たな収益源を確保するための新商品やサービスの多様化等の動き
- ・ 最良執行規制の改正に伴う対応状況
- ・ 商品先物取引等に係る管理態勢の整備状況

### 3. 当局及び他の自主規制機関との情報交換・連携

取引参加者に対する監視機能の総体としての向上に貢献するため、金融庁、証券取引等監視委員会、日本証券業協会及び他の取引所等との情報交換・連携及び問題意識の共有について、引き続き強化を図ります。

### 4. 考査業務に関する情報発信

考査・モニタリングの考え方や実施状況、措置の状況等について引き続き広く情報発信を行います。これらは、取引参加者に対して考査上の観点や考査で認められた不備の状況を共有することで適切な対応を促すこと、また、資本市場関係者に対して取引所市場の信頼性確保の観点から当法人の考査業務について理解いただくことを目的としています。

### 5. 考査の実施要領・内部管理態勢改善のサポート活動

その他の考査の実施に係る具体的な要領及び取引参加者へのサポート活動については、別添資料を御参照ください。

以上

## 別添資料

### 1. 考査の実施要領

取引参加者に対する考査は、原則として以下の要領により実施します。

#### (1) 考査の種類

取引参加者の業務及び財産に係る継続的な分析に基づき、考査を行う必要性がより高いと判断される取引参加者に行う「一般考査」、考査終了後、必要に応じて1年程度以内をめどに改善状況を確認するために行う「フォローアップ考査」又は各種状況に基づき特定の項目に焦点を当てて行う「特別考査」により行います。

#### (2) 他の自主規制機関との合同検査

日本証券業協会及び他の金融商品取引所と同時かつ一体的に行う合同検査を今後も継続して実施します。

#### (3) 考査の事前通知等

考査を実施する場合には、原則として、4週間程度前に考査の開始日及び方法等を、2週間程度前に担当考査員の氏名等を、取引参加者代表者あてに通知します。

考査に当たっては、当法人から考査対象会社の検査部門担当者に考査に必要な各種資料の作成を事前に依頼します<sup>9</sup>。

#### (4) 考査方法

取引参加者の本店等に臨店して行う「実地考査」又は取引参加者からの提出書類に基づいて行う「書類考査」により行います。

実地考査では、帳簿書類等の各種資料を調査するとともに、取引参加者の役職員との双方向の対話によって業務実態を多角的に分析し、業務運営上の問題点等を検証します。

#### (5) 考査期間及び考査員数

取引参加者の規模や実態を踏まえたリスクの軽重等に応じて、考査期間及び考査員数を決定します。

#### (6) 考査結果の説明等

考査終了後、考査の結果や内部管理態勢の整備状況の評価等について、取引参加者代表者及び内部管理統括責任者等に説明するとともに、考査結果を取引参加者代表者あてに通知します。

#### (7) 考査結果に基づく措置

---

<sup>9</sup> 事前に作成を依頼する既定の資料のフォーマットは、Target より入手可能です。なお、取引参加者の業務内容等により、既定のフォーマットに加えて事前に資料作成をお願いすることがあります。

考查の結果、法令等に係る違反行為等が認められた場合は、公益及び投資者保護を確保する観点から、取引参加者に対して取引所による処分<sup>10</sup>、勧告又は当法人による注意の喚起等の措置を行います<sup>11</sup>。

法令違反等		社内管理体制の不備等
処分	取引資格の取消し	勧告
	売買等の停止又は制限	
	過怠金の賦課	
	戒告	
注意の喚起	担当理事による注意	要請
	考查部長による注意	
	担当考查員による注意	

(8) 考查終了時の意見交換及び意見の申立て

考查終了時の意見交換等により取引参加者と考查員との間での事実認定に関する認識の一致に努めます。万一認識が相違する場合、取引参加者は、当法人に対し意見を申し立てることができます<sup>12</sup>。

(9) 取引参加者における不備事項の改善

考查において指摘した事項については、考查後も担当考查員が継続的に当該事項の改善状況の確認を行い、取引参加者において着実な改善が実施されるよう取り組みます。また、必要に応じて改善に向けた御相談に応じる等のサポートを行ってまいります。

(10) 考查に関するサーベイ

当法人が実施した考查の状況等について幅広く御意見を伺い、考查業務の改善に役立てるべく、考查結果通知を送付した取引参加者の検査担当責任者等にメールを中心としたサーベイを行います。

## 2. 取引参加者へのサポート活動

以下のセミナーや資料等を通じ、考查の着眼点や指摘事例等をわかりやすく公表・説明することによりその理解を促し、取引参加者における内部管理態勢の自主的な改善のサポートに努めております。また、日頃の業務運営において御不明・御不安な事項等が生じた場合は、適宜お問い合わせください。

<sup>10</sup> 当法人が処分内容を決定する際の留意事項（2013年7月16日）参照。

<sup>11</sup> 措置の決定に際しては、当該取引参加者の役員又は従業員の故意又は過失の有無及びその程度、社内管理態勢の状況等を総合的に勘案します。

<sup>12</sup> 意見の申立てを受けた場合は、当該申立ての内容等を踏まえ、必要に応じて事情を聴取し、公正に審理します。

- (1) 審査実務者セミナーの開催  
取引参加者におけるコンプライアンス担当者の法令等規制に係る理解の向上を目的として、審査事例や規制内容等を解説する審査実務者セミナーを開催します。
- (2) コンプライアンス説明会の開催  
取引参加者に当法人の社員を派遣し、最近の審査における指摘事例等の紹介等のコンプライアンス説明会を実施します。
- (3) ケーススタディ集の改定  
取引参加者からの問合せや審査において認められた指摘事例等に対する対応策を取りまとめたケーススタディ集の改定を適宜行います。
- (4) 取引参加者の内部管理態勢に係るチェックポイントの改定・公表  
取引参加者の内部管理態勢を整備するうえでの参考として、主要な審査項目における規制上の留意点及び各項目別の管理態勢上のチェックポイントをホームページ等にて公表しており、改定を適宜行います。
- (5) 審査結果集計及び事例集の報告  
審査結果を集計し、指摘事例等とともに、取引参加者代表者及び検査担当責任者あてに報告します。

以 上